



JBS フラッシュニュース

2021年3月号

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

宇田 善和

深尾 淳一

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

yoshikazu.uda@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

今月号の内容

各位

インドでは、一般向けの新型コロナワクチンの接種が開始となりました。60歳以上のすべての人および45~59歳の基礎疾患を持つ人が対象となっています。ただ、一部では感染の再拡大も懸念されており、引き続き日常生活には注意が必要となることでしょう。

一方、2020年10~12月期の実質国内総生産は、前年同期比0.4%増(速報値)と、わずかではありますが、ロックダウン以後初めてプラスに転じました。また、株式市場も史上最高値を更新する活況を続けており、経済回復が進んでいる様子が見受けられます。

今回のフラッシュニュースの内容は以下のとおりです。どうぞご高覧ください。

1. CBDTはVSVスキームの申告期限をさらに延長
2. GSTにおけるQRコードの適用についてCBICが明確化
3. インド政府はFY2019-20のGST年次申告書の期限を2021年3月31日まで延長

1. CBDTはVSVスキームの申告期限をさらに延長

1 March 2021

直接税に関するVivad Se Vishwas (VSV) Act 2020は、インド政府予算2020にて導入されました。納税者が2020年1月31日時点で係争中の直接税に関する裁判を解決する機会を供与することを目的にしています。VSVスキームを活用するためには税務当局の担当者(Designated Authority (DA))に所定の様式を提出し、税額の納付を行う必要があります。

VSVを通じて、納税者は2021年3月31日以前に係争中の税額全額を支払うことで係争を解決することができます。2021年3月31日以降に支払いを行う場合には、納税者は係争中の税額に10%を追加で支払ったうえで係争を解決することができます(支払いの終了期限はまだ通知されていません)。

過去において直接税当局(CBDT)は、従来、VSVによる申告について2020年12月31日を最終申告日として通達していましたが、先般2021年1月31日まで延長され、その後さらに2021年2月28日まで延長されていました。

2021年2月26日付の通達No09/2021によれば、CBDTはVSVに関して期限の延長を含めて以下の通達を行いました。

- VSVによる最終申告日を2021年2月28日から2021年3月31日まで延長。
- 係争中の税額100%(追加額なし)の最終納付日を2021年3月31日から2021年4月30日まで延長。
- したがって、2021年5月1日以降にVSVによる納付を行う場合は、係争中の税額に10%を追加で支払うことが必要。

このアラートの原文は[こちらを参照願います](#)。

2. GSTにおけるQRコードの適用についてCBICが明確化

25 February 2021

このタックスアラートは、間接税当局(CBIC)によって発行された通達を要約しています。当通達では未登録者によって発行されたインボイス(すなわちB2Cインボイス)に対するダイナミックQRコードの適用について明らかにしています。

年間売上高が50億ルピーを超える事業者によって発行されたB2Cインボイスは、2020年12月1日より、QRコードが必要となりました。

2021年2月23日付の通達で明確化された主な内容は以下のとおりです。

- 輸出取引の場合、QRコードは不要。
- QRコードには、通達に明記された情報が含まれる必要がある。
- また、受領者はデジタル支払いを行うためにQRコードをスキャンできるようにしなくてはならない。
- QRコードが電子ディスプレイを通じて提供されたか、または受領者が支払を行うために使用したかに関係なく、登録された事業者は、発行された請求書に電子モードまたは現金を通じて受領した支払の相互参照を提供した場合、QRコードの必要事項を満たしたとみなされるものとする。

(EYコメント)

CBICによって公表された明確化は、QRコードに関する多くの課題の解決に向けてのものであり、事業者のコンプライアンスを促進するものであると考えられます。

企業は、CBICの通達に合わせて必要なITシステムの変更を行うことが重要です。

請求書の発行以前に受領者が別のモードで支払いを行う場合に、みなしこンプライアンスによって緩和することは、納税者にとって救済措置となると考えられます。

納入業者が顧客から代金を回収するEコマースオペレーター経由で納入する場合、納税請求書に納付の相互参照を提供する際に、納入業者は実務上の課題に直面する可能性があります。

このアラートの原文は[こちら](#)を参照願います。

3. インド政府はFY2019-20のGST年次申告書の期限を2021年3月31日まで延長

1 March 2021

このタックスアラートは、インド財務省が最近発行した通達を要約したものです。

通達によれば、会計年度(FY)2019-20のGSTについて、様式GSTR-9の年次申告書および様式GSTR-9Cの調整表の提出期限は、さらに2021年3月31日まで延長されました。

CGST法(Central Goods and Services Tax Act)2017年、第44条によれば、FY2019-20の当該様式の提出期限は当初2020年12月31日でした。

しかしながら、申告期限はいったん2021年2月28日まで延長されていました(通達は2020年12月30日付で発行された通達番号95/2020-CT)。

今回の延長は、企業にとって待ち望まれていた救済策であり、税務コンプライアンスを促進することに寄与すると考えられます。

このアラートの原文は添付を参照願います。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことを承ください。